



2020年春

綾部市植芝盛平翁顕彰会の木下会長よりお電話をいただいたのは、2月19日のお昼過ぎのことでした。現状を見極め、皆様の健康と安全を守るため、大会を断念、延期の決定とお知らせでした。

その4日前の15日には、令和2年度の府連理事会／評議員会及び、第4期の改選が滞りなく行われ、評議員会では大会への士気を高め、意見交換を重ねた直後であったので、まるで膨らんだ風船がパンと弾けたように、張り詰めていた緊張と気持ちの高まりが行くところを失い、しばらくの間は深呼吸だったのを覚えています。

しかしながら、この勇断のお陰で私たちは、多くの合気道家を不安に貶める結果から救われることになりました。

その後、日常は刻々と変化していき、合気道は活動ができなくなりました。私たちにとって、稽古がいかに日常生活と密着し、稽古とのバランスがあったからこそ心身ともに健全な生活が送れていたことを実感することになりました。

桜が散り、若葉が輝き始め、雨の季節とともに豪雨が日本列島を容赦なく襲いました。そして真夏はすぐそこです。

あれから5ヶ月、改めて2020年の春を世界の変貌とともに振り返ってみると、残る気持ちは只々、まさに今、この経験を分かち合うことのできる道友、合気道の仲間に関われて毎日生きていることへの感謝です。

皆様とこの機をともにし、京都府合気道連盟の新しい力と変えていくことができれば嬉しく思います。

令和2年7月

岡本洋子

京都府合気道連盟に加盟されている道場の活動や特色などを、各道場の皆様にご紹介いただきます。
今回はあやべ合気道錬成塾不二の会と、合気道京都の2道場です。



●塩尻忠臣(あやべ合気道錬成塾不二の会)

“コロナ禍”騒動は緊急事態宣言発令、終戦以来の未曾有の非日常を余儀なくされた2カ月であった。各道場の皆様方には道場休館の事態止む無くに・・・心中をお察しし、お見舞いを申し上げます。

さて当道場は創設から16年となります。40歳の時、地元神社の氏子祭礼奉仕で「太刀振り」を習っていた頃～ひょんなことから合気道に触れる機会に出会ったことから始まります。～爾来、探求心がメラメラと燃え上がり、年齢も忘れて”初心萎えることなく”今日まで研鑽を続けて参りました。～この方、丸30年となりますが、こんな稽古も出来ない事態などは過って経験の無い事です。週3回の稽古が無くなる事は生活リズムにも相当な比重を占めていますので、私に限らず、誰にとっても当たり前の日常を一旦立ち止まり、否応なく自省する機会になったのではないだろうか！ 八割減的な自粛生活を体験してみて、普段では気付かない自分と他者或いは物事の関係が如何に関わりあっているのかを比べて知ることが出来たと思う。こうした体験は活かすも殺すも、自分の心掛け次第ですので沈黙考して自己を知ることが大切である。

自身には絶好の機会と捉えて合気道修行の”願掛け”を思い付きました。まず第1に年齢も70代に入りましたので体調の変が何時起こるか知れませんが、引き際も考えて～稽古体系を再考すること(～いつまでもあると思うな親と金) 第2に綾部の地は開祖武道開眼の聖地でありますので、綾部としても後々の世まで継承して行くのにふさわしい伝統を構築せねばなりません。第3に幾多の先生方からか、ご教授戴いただいた貴重な合気道の“理念や術理と技術”～僭越ながら微力たりとも私なりに工夫したものも併せて、一人でも多くの稽古生や未来を担う子供たちに受け渡して行く事が私の「使命」であると思っています。

コロナ社会、新たな日常、「3密を避けよ」～先の時代がギスギスした潤いの無い社会となるのは悲しい。“人社会”は思いやりと愛情が無ければ値打ちがない！ 合気道の修行を機縁にし

て多くの人が“共の幸せと世の中の平和”を願える人に育って欲しい。

「道しるべ」

“愛は争わない 愛には敵が無い”愛は合に通じる

(合気道開祖 植芝盛平翁)

“身を削り 人に尽くさん

すりこぎの その味知れる 人ぞ尊し” (永平道元和尚)

(令和2年5月29日)



●岡本洋子(合気道京都)

合気道京都は2003年の秋に発足しました。

当初は関西外国語大学(枚方市)の学生が数名と、私(岡本)を含め、5名で、京都市武道センターの金曜日の午前中を間借りして稽古を始めました。

現在は、専門道場の西陣道場(2008年設立)及び武道センター、伏見青少年活動センター、枚方市総合体育館と週に7日、活動させていただいております。

新型コロナウイルスの感染拡大とともに、今年の春は公共施設の封鎖、そして西陣道場も閉鎖も余儀なくされました。このような年はまさに道場設立以来、初めての経験でしたので、コロナ禍災のなかでの合気道京都を少し紹介させていただくことにします。

3月30日、4箇所の道場の全活動を停止しました。その後京都府の施設利用緩和政策が発令され、5月18日に西陣道場だけ再開しました。その間7週間、いかに段階を踏みながら、ウイルスと共存していけるかが中心課題となりました。

接触なし、一人稽古、体捌きのみ、受け身反復、武器技、素振りなどの他にも、定員制限(昼4畳半に1名の割合)、検温、マスク着装、稽古後の掃除の仕方の工夫、道場内での人との間隔、更衣室内での人数制限、必需品以外の撤去など感染防止、そして除菌、除菌、除菌。

再開後は、2週間ごとに様子を見ながら稽古段階を上げていくロードマップを組み(**国際柔道連盟及び、全日本柔道連

盟の各感染レベルにおける段階的稽古法が大変役に立ちました)、7週間目頃から間合いを取りながら相手と組んでの稽古を始めました。そして段階を上げて崩しの稽古、受け身を取り始めた頃にまた、感染状況は悪化してきました。もう一度気持ちも稽古段階も引き締めなければなりません。

今思えば、こうして段階を経て稽古へ復帰したことによって、ウイルスとの共存の中、道場内でどのようなことに注意しながら合気道を続けていくか、という難題に対し、少しずつではありますが道が開けてきたような気がします。

稽古ができなくなる、道場に行けなくなる、ということを会員の一人一人が真剣に受け止め、皆で知恵を出し合って始めたのが道場ブログやビデオ配信でした。またこの機の過程において、道場、そして合気道の稽古を続けていくためには何を残し、何を切り捨てていかねば打開することが困難であるかもたくさん学ばせていただきました。

ウイルスとともに、合気道の日常を取り戻すこと、これが今、

合気道京都で挑戦している稽古法です。

(注**7月16日に(公財)合気会からも段階的稽古のガイドラインが出ています。府連通信4～5ページを参照ください。)



Councillors

2020年京都府合気道連盟評議員

道場名	現評議員	現役員	現役職
登り助育センター道場		坂根 弘基	会長
合気道吉照塾		七良浴 大吉	副会長
万誠館道場		南 道雄	副会長
京都武道センター合気道		佐藤 和夫	顧問
合気道鳴鶴会		前川 信雄	顧問
合気道京都	岡本 洋子		理事長
宇治祥平塾	越智 泰造		副理事長
京都近江合気会 井後道場	井後 佐江子		理事
あやべ合気道錬成塾不二の会	塩尻 忠臣		理事
合気道丹波道友会	大槻 博文		理事
京都武道センター合気道	西崎 睦		理事
万誠館道場	黒島 俊哉		理事
合心館京都	小川 広樹	(兼)実行委員長	理事
大阪合気会 梅華道場	佐藤 誠也		監事
登り助育センター道場	杉本 善正		監事
合気道入江道場	入江 康仁		議長
京都近江合気会 精気館道場	縄手 秀司		副議長
京都合気会	小山 照雄		
合気道長岡京道場	小田 卓秀		
広野道場	梅村 勝巳		
京都道場	吉川 了平		
京都武育会 西宇治道場	山下 博司		
柳心館合気道場	柳 高明		
大宮道場	山川 容永		
合気道吉照塾	嶋田 雅宏		
合気道鳴鶴会	今井 隆一郎		
合気道京都白林会	藤渕 航		
合気道心明塾	栗崎 文彦		

道場長交代のご挨拶

各位

謹啓

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私儀この度広野道場長を辞任いたしました。在任中は、公私ともに格別のご厚情を賜りまして誠に有難く厚くお礼申し上げます。

後任には同門の梅村が就任いたします。今後とも私同様ご支援を賜りますようお願い申し上げます。まずは略儀ながら書中をもちましてお礼かたがたご挨拶申し上げます。

謹白

2020年7月吉日

堀元和豊

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度堀元和豊道場長の後任として広野道場長に就任いたしました。コロナ禍の中、大変な状況ではございますが、道場の発展に尽力いたす所存でございます。

何とぞ、前任者同様ご支援のほどお願い申し上げます。まずは略儀ながら書中をもって新任のご挨拶とさせていただきます。

謹白

2020年7月吉日

梅村勝巳

COVID-19 guideline

稽古活動再開に向けた感染拡大防止ガイドライン 公益財団法人 合気会

1.はじめに

国の緊急事態宣言が解除されましたが、合気道の稽古が「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」に該当しやすい恐れがあることから、会員の安全安心を最優先しながら円滑な道場・団体活動を再開するにあたって慎重な判断が求められます。本ガイドラインは、令和2年5月4日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、基本的対処方針)を受けて、合気道の稽古を再開するにあたって実施すべき基本的な新型コロナウイルスの感染拡大予防策を整理したものです。

各道場・団体の責任者は、基本的対処方針及び本ガイドラインを踏まえ、それぞれの地域や施設における状況を考慮したうえで感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2.感染 拡大 防止の 3 つの柱

合気道においては、下記を感染拡大防止の3つの柱として対応を整えて実施する。

- ①稽古再開(活動再開)にあたり適切な感染予防対策の実施。
- ②各自治体の方針に沿って感染リスクを抑制した段階的な稽古の実施。
- ③稽古参加者の把握と感染者発生時の関係者・機関への適切な連絡。

3.具体的な感染防止対策具体的な感染防止対策

- ①こまめな手洗い、手指の消毒の実施。こまめな手洗い、手指の消毒の実施。
- ②道場出入口には消毒薬を設置し、適宜手洗いや消毒ができる場所を確保する。
- ③体温の記録(体温の記録(公共施設の稽古場について、別途取り決めがある場合を除く)。道場で体温計を用意する場合は非接触型のものが望ましい。
- ④換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ⑤タオルや飲み物を共有しない。
- ⑥冷水機など共有で使用される設備の使用を避ける。使用する

場合は、管理と消毒を徹底する。

- ⑦更衣室の利用は短時間の利用とし、利用人数を制限する。
- ⑧参加者が稽古当日及び利用前2週間において以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求める。
 - ア 体調がよくない場合（発熱・咳などの風邪症状、息苦しさ、強い怠さ、味覚・嗅覚異常等）。
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触した場合。
 - エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ⑨稽古後は直ちに解散をする。
- ⑩その他感染防止のために施設管理者等が決めたその他の措置を遵守する。

4.段階的な稽古内容の目安

緊急事態宣言の発令/解除を稽古再開の基準とし、下記の段階的活動内容に基づき稽古を行っていきます。段階1から稽古を再開し、一定期間（その団体において2週間、感染者発生0を目安とします）を経てから徐々に段階を上げ、稽古を行うようお願いいたします。段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

ただし、緊急事態宣言発令の如何に関わらず、稽古で利用する各施設等で感染症が発生した場合は、稽古を中止してください。施設が再度利用可能になった場合、要求される感染拡大防止対策のレベルが上がるのが考えられるため、施設の方針に沿い、原則、段階1から稽古を再開してください。なお、感染症対策について行政等の対応に変化がみられた場合は、その指示にしたがってください。

段階0

緊急事態宣言が発令中。接触・非接触を問わず合気道の稽古は行わない（リモートを除く）。

段階1（完全非接触に限った稽古再開）

緊急事態宣言が解除。感染拡大防止対策を徹底したうえで完全非接触の稽古（単独動作、他者との距離を充分にとった稽古など）に限り再開することができる。稽古人数制限を設ける1名で畳3枚ほどを目安とする）。

段階2（相手と組む稽古の開始）

感染拡大防止対策の徹底、非接触の稽古を継続しながら、一

部相対稽古を再開。ただし、稽古相手の交替は不可。稽古人数制限あり（2名で畳6枚ほどを目安とする）。

段階3（稽古相手の交替可）

感染拡大防止対策を徹底したうえで段階2の稽古内容に加え、稽古相手を交替することができる。会員が密集する状況を作らない。掛かり稽古、多人数掛け、多人数取りは行わない。

段階4（感染対策を徹底したうえでの通常の稽古再開）

感染拡大防止対策を徹底したうえで通常稽古を再開することができる。稽古相手を交替することができる。会員が密集する状況を減らす。

5.段階的な稽古再開の判断目安表 (省略)

それぞれの地域における感染状況が異なることから、各自治体の方針に沿った柔軟な対応と、施設の規模等や会員数に応じた安全対策ができるよう十分配慮するようお願いいたします。

- ※段階1から各段階への移行へは一定期間（その団体において2週間感染者発生0を目安とします）を経て徐々に進行。
- ※段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。
- ※マスクの着用については医療用N95のマスクは酸素不足などが懸念されているので、避けるようにしてください。

6.段階的な活動を進める際の留意事項

- ①施設利用時は稽古中も含め、原則マスクを着用すること。
- ②稽古活動の長期にわたる自粛により体力低下や暑さ等の負荷に対する抵抗力が弱まっていることが考えられるため、稽古中は適宜休憩をはさみ、指導者は水分補給やマスクの着脱について指示をすること。
- ③発熱や軽度であっても咳、味覚、嗅覚障害等の症状がある人は稽古をさせないようにすること。
- ④指導者は稽古内容を記録するとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら稽古参加者の連絡先を把握するように努め、利用施設等から参加者連絡先の提出指示があった場合は、その要請に従うこと。
- ⑤参加者の中に罹患者が発生した場合は、直ちに稽古を中止し、保健所等の機関にくわえ、（公財）合気会および利用施設の責任者に報告すること。

※当ガイドライン原文は（公財）合気会のウェブサイト <http://www.aikikai.or.jp/> で公開されています。

Upcoming events

京都府連行事

9月26日(土) 第2回理事会/評議員会

11月8日(日) 令和2年度 府連大会(入江嘉信本部道場指導部長) 9月上旬に最終決定

1月30日(土) 第3回理事会/評議員会、及び新年会 [暫定]